

死刑執行に対する声明

私たちの国は、2015年12月18日、東京拘置所において津田寿美年氏に対し、仙台拘置支所において若林一行氏に対し、それぞれ死刑を執行した。

当会は、袴田事件再審開始決定及び飯塚事件・名張事件再審請求棄却決定により、死刑制度には誤った判断により人の生命を奪うという取り返しのつかない重大な不正義を生ずる可能性があることが改めて明らかになったことを受けて、2013年6月18日付で速やかな死刑制度の廃止を求める決議を行い、これを法務大臣に提出した。人が運用する以上、誤りの起こらないシステムは絶対に存在し得ず、死刑制度というシステムを維持し、運用する以上、究極の不正義が発生する可能性を誰も否定することはできない。

とりわけ私たちの国においては、死刑の適用が問題となる事件において、手厚い弁護権・防衛権の保障がなされているとは言えない。必要的（自動的）上訴制度は存在せず、一審判決で死刑が言い渡された後、控訴審の弁護人が選任されるまでは国選弁護人がいない状況が生じ、また再審請求には国選弁護人制度が存在しないなど、誤判による死刑判決が生じやすい状況が存在している。

津田氏については、生活騒音に対する怒りを契機とする事件とされており、重大事件の動機としては了解し難い面があったが、起訴後の精神鑑定を踏まえて責任能力に争いはないとされた等と報じられている。本人は公判で「極刑は覚悟している」と発言し、控訴審係属中に自ら控訴を取り下げ死刑判決が確定したとのことであるが、死刑という特別の刑罰に関する手続保障として完全なものであったと言えるかについては疑問が残る。

また、同氏については、裁判員裁判により死刑判決を受けた死刑確定者として初めての死刑執行となったものであり、裁判に関与した裁判員の精神的負担も懸念されるころであるが、本来、私たちの国が死刑制度を存置し運用しているのは主権者である国民の意思に基づくものであるから、死刑判決・執行から生じる重い責任は、当該裁判に関与した裁判員の問題ではなく、国民一人一人の問題であることを私たちは銘記しなければならない。

若林氏については、第一審では事実関係が争われず、死刑制度自体の問題性が主張されたが、裁判所は「現行の死刑制度が憲法に違反しないことはすでに確立した判例」との見解を示した旨報じられている。しかし、いわゆる死刑制度合憲判決として引用される最高裁判所昭和23年3月12日判決は、その多数意見において「各国の刑罰史を顧みれば、死刑の制度及びその運用は、総ての他のものと同様に、常に時代と環境とに応じて変遷があり、流転があり、進化がとげられてきた」と指摘し、歴史的な流動性の中で、昭和23年当時の判断であることを自覚しつつ結論を示したものである。同判決自身、その結論だけが将来にわたって「確立した判例」として踏襲され続けることを前提としていたものとは考えがたい。また、同氏の事件では、控訴審では事実誤認と量刑不当が主張されたが、いずれの主張も斥けられている。過去の出来事を、法廷に提出された証拠から判断するという裁判手続の性質上、事実関係の全てにわたって、間違いなく解明し尽くすということは本来不可能であるから、いかなる事件においても、事実及び量刑の両側面において誤判がないと断言することはできない。

誤判がありうる以上、死刑の執行により、絶対に回復不能な不正義が生ずる可能性を否定することができない。国家の行為によって不正義をもたらしかねない死刑制度には、刑事司法制度として根本的な欠陥を抱えていることを意味する。当会は、刑事司法制度に直接携わる法律実務家の団体として、そのような根本的欠陥を持つ制度の存続自体を到底容認できない。したがって、あらゆる事案に対する死刑の執行に反対するものである。

以上から、当会は、今回の死刑執行に強く抗議するとともに、私たちの国の刑事司法制度が不正義を生み出すことのないよう、死刑制度廃止の実現を目指して引き続き取り組んでいくことを表明する。

2015年12月18日

京都から死刑制度の廃止をめざす弁護士の会

